

冬季の省エネルギー対策について

平成16年11月26日

省エネルギー・省資源対策推進会議省庁連絡会議決定

1. 省エネルギー対策については、温室効果ガスの削減をはじめとする地球温暖化問題への対応に加え、石油危機以降大幅に増加した民生・運輸部門を中心にエネルギー需要への対策が課題となっており、今後、省エネルギーを一層強化することが必要とされている。
2. 今般の原油価格の高騰を背景とした国際石油情勢については、我が国の石油需給には特段の支障がないことが見込まれているものの、エネルギー供給構造の脆弱な我が国にとって、改めて省エネルギーへの不断の取組みが重要であることを認識する機会となった。
3. 今月、ロシアは京都議定書を批准し、同議定書は、来年2月頃には発効する見通しである。我が国においても、同議定書における6%削減約束の達成に向けた取組が行われている。また、現在、地球温暖化対策推進大綱の評価・見直し作業を行っているところである。
4. 政府としては、今般、エネルギー消費が増大する冬季に向けて、暖房中の室温20度の徹底をはじめとする別添の「冬季の省エネルギー対策について」を決定することにより、その各項目に従った省エネルギーの実践、省エネルギー普及広報の実施等を通じて、国、地方公共団体、事業者及び国民が一体となった省エネルギーに関する取組の推進を図ることとする。